

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 522

平成21年 6月 22日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

株主優待制度、17年目で初の減少 個人株主でも長期保有優遇は増加

商品券や商品割引優待券などを心待ちにする個人株主への株主優待制度そのものを廃止、中止する企業が増えている。株主の、今ハイリターンは望めないもののせめてお中元は欲しいという願いは、寒い夏のお中元になりそうな見通しだ。オフィスビルなどを証券化して投資家に売る不動産証券化市場も急縮小している。

野村インベスター・リレーションズは92年から株主優待制度の実施企業の統計をとっている。最初の92年は251社だったが、右肩上がりに増え続け、08年9月末までに1,064社に達していた。しかし今年3月末時点で1,048社と16社減り、調査開始以来、17年目にして初の減少に転じた。その主な理由は「業績悪化」が22社(07年度5社)、経営統合や倒産などによる「上場廃止」が53社(同36社)と急増している。

株主優待は、株主還元という「特典」だが、贈る側の企業は、自社商品現物、ギフトカードや商品割引券、観劇等優待券など、様々な特典に知恵を絞ってきた。数年前までは「いつもと同じサービスでは飽きられる」などと贅沢な悩みを抱えたこともあったが、環境は激変した。

それでも株式を長く持つ「長期保有優遇」制度の方は07年から14社増え48社。安定的な個人株主を優遇したい企業の本音が見える。個人は株式運用に目先の利益を追うか、それとも3年以上は我慢する長期保有優遇を目指すか、個人株主尊重に踊らされず、防衛策をしっかりと固めたい。

残高不足での振替納税不能の場合 延滞税は法定納期限翌日から計算

国税不服審判所は、残高不足によって本税が振替納税できなかった場合に、納付すべき延滞税の額は、口座振替日の翌日からではなく、法定納期限の翌日から計算すべきだとの判断を示した。

これは、残高不足により口座振替日までに所得税が振替できなかった納税者が、後日、納付はしたが、延滞税を納めるよう税務署から督促状が届いたことから、法定納期限に遡って延滞税が課されるのは納得できず違法であると主張して、督促処分の取消しを求めたものだ。

これに対して審判所は、まず、口座振替期日に口座振替納付がされた場合には口座振替期日が納期限後であっても特に期限内納付としている特例があるにしても、納税者の事情で預金不足等により振替不能となった時はこの特例の適用はなく、原則通り、期限内納付した者との権衡を図るため、本来の納期限から完納される日までの間、延滞税が課されることになると解するのが相当であるとの考えを示した。

その上で、この納税者のケースをみると、口座振替の手続きが行われたものの、納税者が指定した預金残高がその税額に不足していたことから振替納税がされなかったため、後日、納税者が自ら納付したものであり、法定納期限に納付されたものとはみなされないと指摘。結局、法定納期限の翌日から自ら納付した期間に応じた延滞税を納付しなければならないとして、納税者の主張を斥けている。

今週のキーワード

株主優待制度

株式会社が一定数以上の自社の株式(現物株)を権利確定日に保有していた株主に与える日本独自の優待制度のこと。実施する法的な義務はなく諸外国ではほとんど例はない。所有株数に応じて優待内容が変わることが多いものの、概ね名義ごとに付与されるため、零細株主であるほど金銭に換算した利回りが高いため個人投資家に人気があり、個人株主を増やしたい企業は積極的だった。しかし外国人投資家の「配当を優先すべき」との声に応え廃止に踏み切った企業もある。